

平成27年6月8日

江差町議会議長 打越 東亞夫 様

社会文教常任委員会

委員長 大門和子



### 委員会調査報告について

本委員会に付託事件の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

#### 1. 調査事件

平成26年第4回定例会

発議第10号 養護老人ホームひのき荘の整備に関する事務調査について

#### 2. 調査の経緯と結果

本委員会は、平成27年1月16日、2月3日、4月17日及び5月2日の4日間委員会を開催し、資料を基に担当課の職員の説明を求めるとともに、2月18日には、「町立養護老人ホームひのき荘」の施設設備と運営状況について現地調査を行い、そして5月14日には社会福祉法人が運営する、函館市にある「養護老人ホーム永楽荘」及び七飯町の「養護老人ホーム好日園」の視察研修を行った。

調査した結果について、別紙のとおり意見を付して報告する。



## 【意見】

町立養護老人ホーム「ひのき荘」は、昭和40年6月に開設以来、経済的理由や環境上の理由により居宅での生活が困難な高齢者の受け入れ施設として大きな役割を果たしてきた。

近年、社会的に孤立した高齢者など、介護ニーズ以外の面で困難を抱える高齢者が増加している実態にある。江差町としても、高齢者の尊厳保持と自立生活の支援を図るべく、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できる包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指し「江差町地域包括支援センター」を核に高齢者福祉の施策の展開が行われている。しかし、依然として、高齢者の居住確保や高齢者虐待・高齢者福祉のセーフティネット構築等、時代の経過とともにニーズは変化・多様化しているが、高齢者福祉の維持や向上のためには必要な施設である。

現施設は、昭和48年及び昭和55年に増築され、昭和61年に開設当初の建物を改築し現在に至っているが、経年劣化による老朽化が激しく、居室定員や居室面積など現行基準と比較すると大幅に下回っている。また、災害対策や生活環境等の立地条件面においても好ましい状況下ではない。

運営面においても、視察先施設と比較した場合、入所者の衛生管理や生活支援員等専門職員の確保や育成など、施設整備とともに多くの課題を抱えている。

このため、老人福祉法に規定される養護老人ホームの目的、機能充実、更には喫緊の課題である住環境の改善のため、施設整備の改築計画を早急にまとめ、一刻も早い改築整備を実現すべきである。

## 記

### 1. ひのき荘の早期移転改築について

現施設は、建築後、古い建物で40年以上が経過し、老朽化が激しく安全性や居住性を高めるためには住まいのハード面の整備が必要不可欠である。

介護をする入所者、認知症や精神疾患等を有する入所者等に対しては、安心して生活できる居室環境を提供することが必要であるほか、現行基準では、個室化が原則であり当施設も早急に対応する必要がある。また、建物の老朽化によりバリアフリー化やエレベーターなど物理的な面でも支障が出ている。

こうした状況から、早急に建設地を含めた整備年度等の基本方針を議会・町民へ示す必要がある。

施設の運営方式の検討にあたっては、都市部を中心に社会福祉法人への経営を移管する傾向にあるが、町内の高齢者介護施設、医療機関との連携や役割分

担、介護保険料などの町民負担、町の財政負担、入所者処遇などメリット・デメリットを考慮し、慎重に検討していく必要がある。

## 2. 入所者処遇について

移転改築まで複数年を要することから、入所者の安全・居住性の維持のため、必要最低限の改修は必要である。

また、現施設は、災害危険地区内にあることから防災計画に基づいた、入所者及び職員などへの避難訓練をはじめとした防災対策を確実に実行する必要がある。

近年、入所者のニーズが多様化する傾向にあり、従前の支援員の範疇では対応できないケースも増えており、支援員に対する研修等を通じて、サービスの質を高めていく必要があるとともに、養護老人ホーム単体として考えるのではなく、地域包括支援センターや保健師などの専門職とも連携して推進していく必要がある。

C

C